

薩摩川内市ふるさと納税返礼品協力事業者登録要項

ふるさと納税制度による地元特産品等のPR、販路拡大などに伴う地元経済の活性化を目指すと共に、薩摩川内市への寄附を促進する為、平成29年9月から薩摩川内市へ寄附された方への返礼品として、商品やサービスを提供していただける法人、団体又は個人事業者（以下「協力事業者」という。）、返礼品を以下の通り定義し、次の登録条件に基づき、登録をして頂きます。

1 協力事業者について

次の条件を満たすことが必要になります。

- (1) 各種法規則に沿った生産・製造・販売を行っていること。
- (2) 本社（本店）、支社（支店）、事業所もしくは工場が市内にあるか、または市長が地元特産品等のPR、販路拡大などに伴う地元経済の活性化に資するものと特別に認める法人、団体または個人事業者であること。
- (3) 寄附者からの返礼品の品質等に関する苦情等に対し、再発送による対応等、状況に応じ素早く、誠実な対応ができること。
- (4) 薩摩川内市から提供された寄附者の個人情報各種関係法令、条例を遵守し、適正に取り扱いができること。
- (5) 代表者等が、暴力団による不当な行為の防止等に関する法律に掲げる暴力の構成員等でない者。
- (6) 生産物責任法（PL法）等に基づく保険に加入しており、万が一の場合、寄附者に対する損害賠償ができること。

2 返礼品について

次の条件を満たしている商品等を募集します。

- (1) 薩摩川内市の魅力を発信し、地域産業の育成、振興につながる要素をもつ商品等であること。
- (2) 市内で生産、製造、加工のいずれかが行なわれているもの、市内の原材料を使用しているもの、薩摩川内市に特に縁の深いもののいずれかに該当していること。
- (3) 品質及び数量の面において、安定供給が見込めること。ただし、期間限定・数量限定で、供給可能なものは取扱うこととする。
- (4) 飲食物の場合は、寄附者に商品到着後5日以上賞味（消費）期限が保証されていること。ただし、賞味期限（消費期限）が5日を確保できない生鮮品等については、発送前に協力事業者において発送連絡を行い賞味（消費）期限前に寄附者に商品が届くようにする場合は、この限りでない。
- (5) 法令、条例上必要な表示、記載がされていること。
- (6) 指定する宅配業者により配送が可能な商品等であること。
- (7) 製造及び加工の都合により、薩摩川内市以外からの発送を行うときは、市内で生産又は製造された旨を記載された添状を商品に入れ送ること。
- (8) 平成29年4月1日付け総務省第28号総務大臣通知「ふるさと納税に係る返礼品の送付等について」により通知された、次に掲げるような「ふるさと納税の趣旨に反するような返礼品（特産品）」に該当しないものであること。

ア 金銭類似性の高いもの（プリペイドカード、商品券、電子マネー・ポイント・マイル、通信料金等）

※ 使用対象となる地域や期間が限定されているものを含む。

※ ふるさと納税事業を紹介する協力事業者等が付与するポイント等を含む。

イ 資産性の高いもの（電気・電子機器、家具、貴金属、宝飾品、時計、カメラ、ゴルフ用品、楽

器、自転車等)

ウ 価格が高額のもの

(9) 地方税法、地方税法施行令、地方税法施行規則及び総務省告示第 179 号の規定に則した返礼品

3 返礼品の取り扱いについて

返礼品の寄附者送達までの瑕疵について次のとおり定める。

- (1) 寄附者不在等各種事由により、送達できなかったもしくは、賞味（消費）期限切れとなった場合の返送料並びに再発送商品代については協力事業者負担とする。ただし、電話等にて事前確認が行われていた場合はこの限りでない。
- (2) 配送事業者の瑕疵により、商品が損傷もしくは、賞味（消費）期限切れとなった場合は、配送事業者負担とする。
- (3) その他、予期せぬ事由により商品を送達できなかった場合もしくは、賞味（消費）期限切れとなった場合は、市もしくは返礼品取りまとめ委託事業者（以下「委託事業者」という。）の負担とする。
- (4) 返礼品の品質等に起因する寄附者の損害については、協力事業者負担とする。

4 返礼品の金額設定に関して

協力事業者は返礼品提供額を設定する際、出荷時荷姿（梱包、包装費含む）の金額（消費税込み）が 6 0 0, 0 0 0 円を超えない範囲で設定する。

なお、配送に関しては、手配、事務手続きを委託事業者が行い、送料は薩摩川内市が負担する。

5 支払い基準

協力事業者に対する返礼品対価（発送分）の支払いは、月末締め、翌月末払いとする。

なお、請求書は委託事業者へ翌月 10 日までに提出するものとする。

6 協力事業者の特典等

(1) 薩摩川内市が指定するふるさと納税の専門インターネットサイトに返礼品の画像、商品名、協力事業者名などを掲載します。

(2) 商品の発送にあたって、自社の商品カタログ、チラシ等を同梱して発送することができます。

7 薩摩川内市が指定し、委託業者の返礼品取りまとめ対象としない協力事業者及びその返礼品は、3 の(3)、4 の配送に関する事項及び5 についてこの限りではない。

平成 29 年 9 月 1 日施行

令和 2 年 4 月 1 日変更

令和 4 年 1 月 1 日変更